

○国土交通省告示第八百十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年六月十三日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 広島西部山系利松地区直轄砂防事業

第3 起業地

- 1 収用の部分 広島県広島市佐伯区利松二丁目並びに五日市町大字利松字迫谷及び字大谷地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

**1 法第20条第1号の要件への適合性**

申請に係る事業は、広島県広島市佐伯区利松二丁目及び五日市町地内の区域（以下「本件区域」という。）における広島西部山系利松地区直轄砂防事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備に関する事業であり、法第3条第3号に掲げる砂防法による砂防設備に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

**2 法第20条第2号の要件への適合性**

本件区域は、砂防法第2条及び第6条第1項の規定により、平成15年1月9日付け国土交通省告示第11号において砂防設備を要する土地に指定され、国土交通大臣が本件区域における砂防設備の工事を施行するものとされていることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

**3 法第20条第3号の要件への適合性**

**(1) 得られる公共の利益**

大谷川は、二級河川八幡川水系石内川左支溪の利松地区を流下する溪流で、東西方向に延びる小規模な谷であり、流域面積は0.06km<sup>2</sup>であるが、溪流内に地表裸地斜面や崩壊地、急斜面が多く、谷底には不安定な土砂が堆積しているため、豪雨時に谷底に堆積している土砂が土石流となって流下し、下流域に被害を与える

おそれがあることから、土石流危険渓流とされている。一方で、その下流域では宅地化が進行しているほか、広島県西部における主要幹線道路である県道原田五日市線が通過している。

また、本件区域を含む広島西部山系には、風雨によって侵食に弱い砂質土に変化する花崗岩が全域に分布しており、大雨による土砂災害が起こりやすい土壌であることから、これまで土砂災害がたびたび発生し、特に平成11年6月29日の集中豪雨では、西部山系全体で死者24名、全半壊家屋148戸という甚大な被害が発生している。

そのため、本件事業は、本件区域に砂防堰堤1基及び溪流保全工を整備することにより、土石流の発生対象となる流出土砂量を計画基準点より上流で抑止及び捕捉することを目的とした事業である。本件事業による砂防設備の完成により、豪雨時における土石流災害を防止し、大谷川下流域の住民の生命及び財産並びに道路等の社会資本の保全が図られるものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、広島県が平成13年3月に、また起業者が平成14年3月にそれぞれ行った調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、豪雨時における土石流災害を防止し、大谷川下流域の住民の生命及び財産並びに道路等の社会資本の保全を図ることを目的として砂防堰堤及び溪流保全工を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、国土交通省河川砂防技術基準（平成16年国土交通省河川局策定）等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業における砂防堰堤の位置については、申請案である最下流案のほか、最下流案より約15m上流の中流案、最下流案より約35m上流の最上流案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、取得必要面積が最も少なくなること、堤体規模が最も小さくなること、溪流保全工及び管理用通路の延長が最も短くなることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法

第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### **4 法第20条第4号の要件への適合性**

##### **(1) 事業を早期に施行する必要性**

3(1)で述べたように、大谷川の下流域は、市街地化が進み主要幹線道路が通過しているにもかかわらず豪雨時に土石流が発生するおそれがあることから、土石流災害を防止するため、できるだけ早期に砂防設備の整備を行う必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### **(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性**

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### **5 結論**

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 広島県広島市佐伯区役所